②　更生協力金

更生会社の運転資金、清算費用等の更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用（本件相殺猶予合意に基づく本件別段預金への送金に必要となる額を含む。）

4　担保変換

⑴　暫定売却手取額の確定

管財人は、管財人が本件船舶を売却した場合、本件売却代金から、以下の暫定諸経費及び暫定更生協力金を控除した残金（以下「暫定売却手取額」という。）に係る預金について、後記⑵の定めに従い質権を設定する。

①　暫定諸経費

諸経費のうち、本件船舶の引渡時において判明しているもの

②　暫定更生協力金

更生協力金のうち、本件船舶の引渡時において判明しているもの

暫定更生協力金については、船舶更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。

⑵　預金質権の設定（担保変換）

管財人は、本件売却代金全額を受領した日から７日以内に、暫定売却手取額を適切な金融機関に預金し、当該預金の元本払戻請求権を目的とし、本件船舶に係る更生担保権のうち後記５及び６の定めに従い弁済を受けることとなる更生担保権並びに後記６⑶の定めに従い弁済を受けることとなる一般更生債権を被担保債権とする質権を裁判所の許可を得て設定する。なお、預金の利息金については管財人が支払を受ける。

5　仮弁済

⑴　仮弁済額の確定

管財人は、本件船舶に係る確定更生担保権について、一部弁済として、更生計画認可決定確定日又は前記２以下の定めに従い本件船舶を売却し暫定売却手取額が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に、暫定売却手取額の５割に相当する額を支払う（以下、本項に基づく弁済を「仮弁済」といい、その弁済額を「仮弁済額」という。）。ただし、仮弁済額が確定更生担保権額を超過する場合、仮弁済として確定更生担保権額を支払う。

⑵　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、仮弁済を行うことを目的として管財人が通知した日までに、前記４⑵の定めに従い設定された預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

6　本弁済

⑴　本弁済の実施

管財人は、諸経費及び更生協力金が確定したときは、売却手取額から仮弁済額を控除した残額について、後記⑵ないし⑷の定めに従い弁済を行う（以下、本項に基づく弁済を「本弁済」といい、本弁済により弁済される額を「本弁済額」という。）。

なお、管財人は、本弁済を実施するときは、速やかに船舶更生担保権者に対し、本弁済を実施する旨、本弁済実施日及び本弁済の概要について通知するものとする。

⑵　確定更生担保権額を下回った場合の措置

売却手取額が別表８－１「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載の更生担保権（以下「船舶更生担保権」という。）の確定債権額を下回った場合（以下、下回った金額を「確定更生担保権不足額」という。）、船舶更生担保権のうち確定更生担保権不足額に相当する金額については、本章第３節第２款第２の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済する。弁済方法については、第４章第２節を準用する。これらの規定の準用に当たっては、本弁済を受けた日に、未確定更生債権が確定したものとみなす。

⑶　確定更生担保権額を上回った場合の措置

売却手取額が船舶更生担保権の確定債権額を上回った場合（以下、上回った金額を「確定更生担保権超過額」という。）において、船舶更生担保権者が、一般更生債権（ただし、売却手取額が本件船舶の更生手続開始の時における時価であったならば更生担保権となるべき一般更生債権（本節第３、２に基づき権利変更された一般更生債権を含む。）に限る。）を有するときは、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、船舶更生担保権と同等に取り扱うこととし、本弁済実施日に、確定更生担保権超過額（ただし、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、本章第３節第２款第２に基づき、既に一般更生債権として弁済を受けている場合には、その弁済額を控除する。）を一括して弁済する。

⑷　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、本項⑴の通知を受領したときは、通知を受領した日から10日以内に、前記４⑵の定めに従い設定された預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

7　更生計画認可決定前の売却の特則

管財人は、更生計画認可決定日までの間に本件船舶を売却した場合は、裁判所の許可を得て、本件売却代金について前記４の定めに従い担保変換を行い、変換された担保権について、前記５及び６の定めに従い弁済を行う。

第３　権利の変更及び弁済方法（保険金相当額の預金質権）

1　預金相当額の弁済

管財人は、保険金相当額の預金質権に係る更生担保権については、更生計画認可決定確定日から１か月以内に、担保権の目的物たる預金を原資として、別表８－２「更生担保権弁済計画表（保険金相当額の預金質権）」の「弁済額①」欄記載の金額を支払う。

保険金相当額の預金質権に係る更生担保権者は、同弁済を行うことを目的として、管財人が通知した日までに、保険金相当額の預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

2　不足額の弁済

管財人は、保険金額相当額の預金質権に係る確定更生担保権額と前記１の定めによる弁済額との差額に相当する金額ついては、本章第３節の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済する。弁済方法については、本章第３節第２款第２を準用する。これらの規定の準用に当たっては、前記１の定めによる弁済を受けた日に、未確定更生債権が確定したものとみなす。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　租税等の請求権

該当なし。

第２　労働債権

1　確定優先的更生債権

確定した優先的更生債権は存在しない。

2　弁済方法

更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。確定した優先的更生債権（労働債権）は、その確定債権額を、更生計画認可決定確定日から１か月後の日が属する月の末日限り弁済する。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１款　相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権

第１　確定更生債権

相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳